

2018年度 法政大学大学院 博士論文出版助成金募集要項

本学では、大学院における高度な学術研究を奨励し、その優れた研究成果を積極的に公表するため、博士学位を授与された方々が当該博士学位論文を出版する際、その経費の一部を助成する制度を設けています。募集要項は、以下のとおりです。奮ってご応募ください。

1. 応募資格

本学大学院博士後期課程を修了し博士学位を取得した方、又は課程によらない論文博士の方とし、申請時に学位取得後5年以内の方（2018年4月1日より遡って5年以内に博士学位を取得した方）を対象とします。

* 中国政府派遣による博士後期課程大学院生も募集対象とします。

* 本助成金制度の応募可能回数は、2回までとします。

* 当該博士学位論文を単行本として刊行済の場合は、応募対象外とします。

* 学校法人法政大学が設置する諸学校の専任職に就いている方（2018年度採用予定の方を含む）は、応募対象外とします。

2. 給付人数

全研究科を通じ、年間5人程度

3. 給付額

1人につき100万円を上限として実費支給します。

4. 申請期間

2018年3月26日（月）～4月9日（月）（厳守）

* 申請受付時間は、各キャンパスの担当事務室開室時間内とします。

5. 提出書類

* 一旦提出された書類は、採択・不採択に関わらず返却しません。

(1) 博士論文出版助成金申請書（様式Ⅰ）

(2) 博士学位論文及び要旨の写し

* いずれも博士学位論文提出後の手直しを反映した本助成金制度申請時のものとします。

* コピーを提出する場合には、紐綴じ又はフラットファイル等で一冊にまとめてください。

* 出版にあたっては、博士学位論文の改題・改稿を可とします。

* 当該博士学位論文の執筆言語による刊行に限ります。

(3) 出版社発行の出版承諾書（様式Ⅱ）

(4) 当該出版社の出版目録

6. 提出先

「17. 問い合わせ先」に提出してください（郵送可）。

なお、当該研究科の大学院担当事務室に提出することもできます。

情報科学／工学／理工学研究科・・・小金井事務部 大学院担当
人間社会研究科・・・・・・・・人間社会研究科担当
デザイン工学研究科・・・・・・・・デザイン工学研究科担当
政策創造研究科・・・・・・・・政策創造研究科担当
上記以外の研究科・・・・・・・・大学院事務部 大学院課

7. 受給者決定・給付時期

本助成金独自の審査委員会での厳正なる審査を経て、受給者選抜を行います。審査結果の発表は、2018年7月下旬を予定しています。

発表後、採択された方には「8. 受給決定後の手続」のとおり、必要な手続をお願いします。

また、大学からの助成金は、当該博士学位論文刊行後にご本人宛に支給いたします。

8. 受給決定後の手続

選考の結果、採択された方は8月末日までに「17. 問い合わせ先」宛に、以下の書類をご提出ください（郵送可）。

- (1) 出版社との契約書（又は覚書）の写し（書式任意）
- (2) 出版社発行の見積書の写し
- (3) 銀行口座振込届（様式Ⅲ）

9. 出版社の選定について

当該博士学位論文刊行のための出版社の選定は、本助成金申請者本人が行ってください。

なお、申請後の出版社の変更は原則認められませんので、選定は慎重に行ってください。

10. 審査期間中のお願い

本助成金の申請締切から受給者決定まで、一定の時間を要します。この間、刊行予定出版社への見積依頼とともに、同出版社と協議のうえ刊行しようとしている博士学位論文の見直しを進めてください。

但し、同作業は本助成金の受給を前提にしたものです。審査の結果、不採択になることもありえます。当該出版社にもその旨十分説明をしたうえで、発刊に向けた準備をお願いします。

11. 出版助成金の支払いについて

博士学位論文刊行後、刊行された博士学位論文10部および領収書（受給者本人宛）を、**2019年3月8日（金）**までに「17. 問い合わせ先」に提出してください。期日までに手続を完了できそうにない場合には、事前にご相談ください。

*本助成金の受給にあたっては、当該年度末までに全ての事務手続を完了しなくてはなりません。当該年度を超え

てしまうと、本助成金の支払いができません（採択取り消し）。

12. 受給者の義務

- (1) 博士学位論文を刊行する出版社への委託内容については、全責任を負うこと。
- (2) 当該博士学位論文の刊行にあたり、刊行本のいずれかの箇所に「2018年度法政大学大学院博士論文出版助成金」の対象である旨、明示すること。
- (3) 博士学位論文の刊行後、当該年度内に本助成金受給手続を完了すること。
- (4) 刊行された博士学位論文の正本（10部）を本学大学院に寄贈すること。また、寄贈された刊行本を本学図書館等、学内外に広く公表することに同意すること。
- (5) 本助成金は所得税法上「課税」扱いになる場合があります。必要に応じ、受給者本人の自己責任で税務上の手続を行うこと。

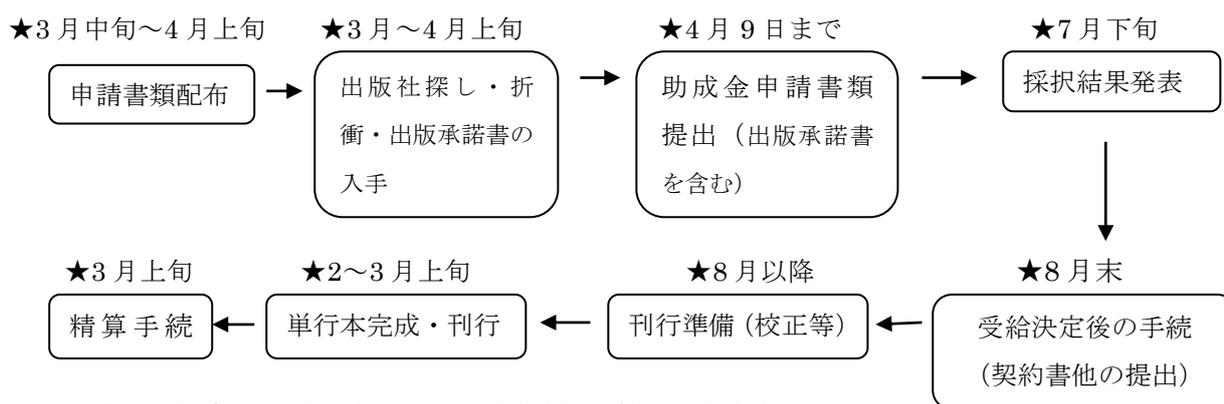
13. 支給の取り消し

- (1) 当該博士学位論文が、当該年度内に出版されなくなった時
- (2) 本助成金の支給要件を満たさなくなった時
- (3) その他本大学院が出版助成にふさわしくないと判断した時

14. 注意事項

本助成金は雑所得扱いとなる場合があります（他の所得額や扶養の有無等により、税率には個人差が生じます）。ただし、必要経費は認められますので、出版社との打ち合わせ等に要した交通費等、必ず利用月日、経路、金額を記録するようにしてください。また、これらの領収書等も必ず保管するようにしてください。

15. 助成金申請から博士論文刊行までのフロー



*上記のスケジュールは、手続に関する大まかな流れを示したものです。

16. 補足説明（順不同）

- (1) 出版社の指定はありませんので、自分で適切な出版社を選んでください。
- (2) 出版にあたり、博士学位論文の加筆や修正はできます。ただし、採用論文を7月末までに決定します。採用された場合、ただちに出版社による組み版と校正作業に取り組む必要があります。その時点で、出版社の意見も反映する形で、加筆・修正や分量の調整が完了していることが重要です。7月末以降に出版社からコメントをもらい、加筆・修正したり、再編成したりするという段取りとなると、時間切れになるおそれがあります。時間切れで、2018年度中に刊行できない場合には、本助成金の支給自体が取り消されます。
- (3) 自分の博士学位論文が公刊するにはまだ弱点があると思われる場合には、改稿・修正の作業を優先させ内容的に自信のあるものとしたうえで、来年度以降に申請することを推奨します。
- (4) 4月に申請した後、7月末までの間に当該学位論文の加筆・修正は可能ですが、それ以上の時間をかけた加筆・修正は、年度末までの刊行が間に合わず、時間切れとなるおそれがありますので、推奨できません。
- (5) 採択されたものの今年度の期限までに刊行が進行しなかった場合には、採択が取り消されることとなります。この場合、次年度以降に再申請することは可能ですが、再び採択される保証はありません。
- (6) 今回応募できる方は、2013年度、2014年度、2015年度、2016年度、2017年度中に博士号を取得した方が対象となります。また、次回応募可能な方は、2014年度、2015年度、2016年度、2017年度、2018年度中に博士号を取得した方を予定しています。
- (7) 本助成金制度は、学術振興会等の外部資金による出版助成とは別物です。従って、2018年度に本助成金制度で不採択であっても、2018年秋に公募される学術振興会の出版助成への応募を推奨します。
- (8) 以前、学術振興会の出版助成に申請し不採択となった博士学位論文でも、本助成金に応募することは可能です。本学独自の判断基準で採否を決定します。
- (9) 刊行にあたり「2018年度法政大学大学院博士論文出版助成金対象」であることを明示する際には、奥付に記載するのが最も自然です。出版社が難色を示した場合は「あとがき」あるいは「はしがき」等に、記載をするようにしてください。

17. 問い合わせ先

法政大学大学院事務部大学院課 「博士論文出版助成金」担当

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-15-2

TEL: 03-5228-0551 FAX: 03-5228-0555

e-mail: i.hgs@ml.hosei.ac.jp

*メールにて問い合わせの場合、件名に「博士論文出版助成金に関して」と明記してください。

以上